三重県土地家屋調査士会
境界鑑定・管理委員会規則

（目的）

第１条　この規則は、土地の権利保全に関し、土地家屋調査士(以下「調査士」という。)制度における公共的使命を果すため、調査士の専門性を発揮し土地境界の明確化に寄与することを目的として三重県土地家屋調査士会会則(以下「会則」という。)第54条第1項に基づき必要な事項を定める。

（名称）

第２条　前条の目的を達するため、三重県土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)に設置する委員会の名称は境界鑑定・管理委員会(以下「委員会」という。)と称する。

（構成）

第３条　委員会は、１０名以内の委員で構成し、委員長および副委員長を置く。

２　前項の委員は、会長が委嘱する。

３　委員長および副委員長は、委員の互選により選任する。

４　第1項の委員は原則として、会則第28条の役員を兼ねることができない。

５　会長が必要と認めたときは、別に、会員でない学識経験者の中から若干名の特別委員を委嘱することができる。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は会則第32条を準用する。ただし、再任を妨げない。

（招集）

第５条　委員会は、委員長がこれを招集する。ただし、最初の委員会は会長が招集する。

（運営）

第６条　委員長は、議長となり、委員会を統括する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

３　委員は、委員長及び副委員長を補佐し、委員会の職務を分担する。

４　委員会は、会則第37条を準用し、議事録を作成しなければならない。

（業務）

第７条　委員会は、次に掲げる業務をつかさどる。

(1) 境界鑑定にかかわる業務(以下「鑑定業務」という。)の研究に関する事項

(2) 鑑定業務の実務研修に関する事項

(3) 鑑定業務の取扱いおよび鑑定成果に対する指導・助言に関する事項

(4) 鑑定業務の紹介に関する事項

(5) 鑑定業務の啓発宣伝に関する事項

(6) 鑑定書の写しの保管に関する事項

(7) 数値資料の収集・管理並びに運用に関する事項

(8) 数値資料の会員及び会員外へのデータ提供。ただし、会員外への提供は、国または地方公共団体及び会長の認めた者に限る

(9) 鑑定実施員(以下「実施員」という。)の選任に関する事項

(10)その他会長から諮問された事項

２　数値資料の管理・運用に関する規程は別途定める。

（委員の任務）

第８条　委員は、前条の業務を遂行する上において、特に重要と認められる事項または実施員の受託した業務のうち必要な事案を委員会に付議し、対処するものとする。

２　特別委員は、委員長から諮問または特命を受けた事項の調査研究および審議を行うものとする。

（鑑定の基準）

第９条　鑑定業務を受託した実施員は、本規則・同運用規程並びに同実施要領を遵守し、公正中立的立場を堅持し、誠実に行わなければならない。

2　鑑定業務は、弁護士法第72条に抵触しないよう留意するものとする。

（報告）

第10条　実施員が、委託者に鑑定業務の結果を報告するにあたっては、事前に境界鑑定書(案)に関係資料を添え、委員会へ提出し、その指導、助言を受けなければならない。

2　実施員は、鑑定業務が完了したときは、委員会へ報告しなければならない。この場合において、前項によって提出した書面等に変更があった場合は、その部分につき、改めて提出しなければならない。

（会計）

第11条　委員会の会計は、境界鑑定・管理委員会特別会計をもって運用する。

2　会計年度等については、会計規程第4条を準用する。

（意見聴取）

第12条　委員会は、第7条に定める鑑定・管理業務を遂行するにあたり、必要がある場合は会長の承認を得て、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（制定及び改廃）

第13条　この規則の制定及び改廃については、理事会の決議とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成２６年２月１９日から施行する。